

指定制度の導入及びこども園給付等の創設について

【基本的な考え方】

- 新システムにおいては、指定制の導入により、質の確保のための客観的な基準を満たすことを要件に、①認可外施設を含めて参入を認め、②株式会社、NPO等、多様な事業主体の参入を認めることにより、保育の量的拡大を図るとともに、利用者がニーズに応じて多様な施設や事業を選択できる仕組みとする。

【指定制のイメージ】

事業の開始

総合こども園、幼稚園又は保育所の認可	【認可と同等の基準を満たす施設】	その他の施設の届出 【多様な保育】 (小規模保育等)	【基準を満たさない施設】 (ベビーホテル等)
--------------------	------------------	----------------------------------	---------------------------

財政措置



認可の有無に関わらず、質の確保のための客観的な基準を満たした施設や多様な保育について、給付の対象とする。

※1 こども園とは、指定を受けた総合こども園、幼稚園、保育所、それ以外の客観的な基準を満たした施設であり、その総称。

※2 地域型保育とは、客観的な基準を満たす小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育。

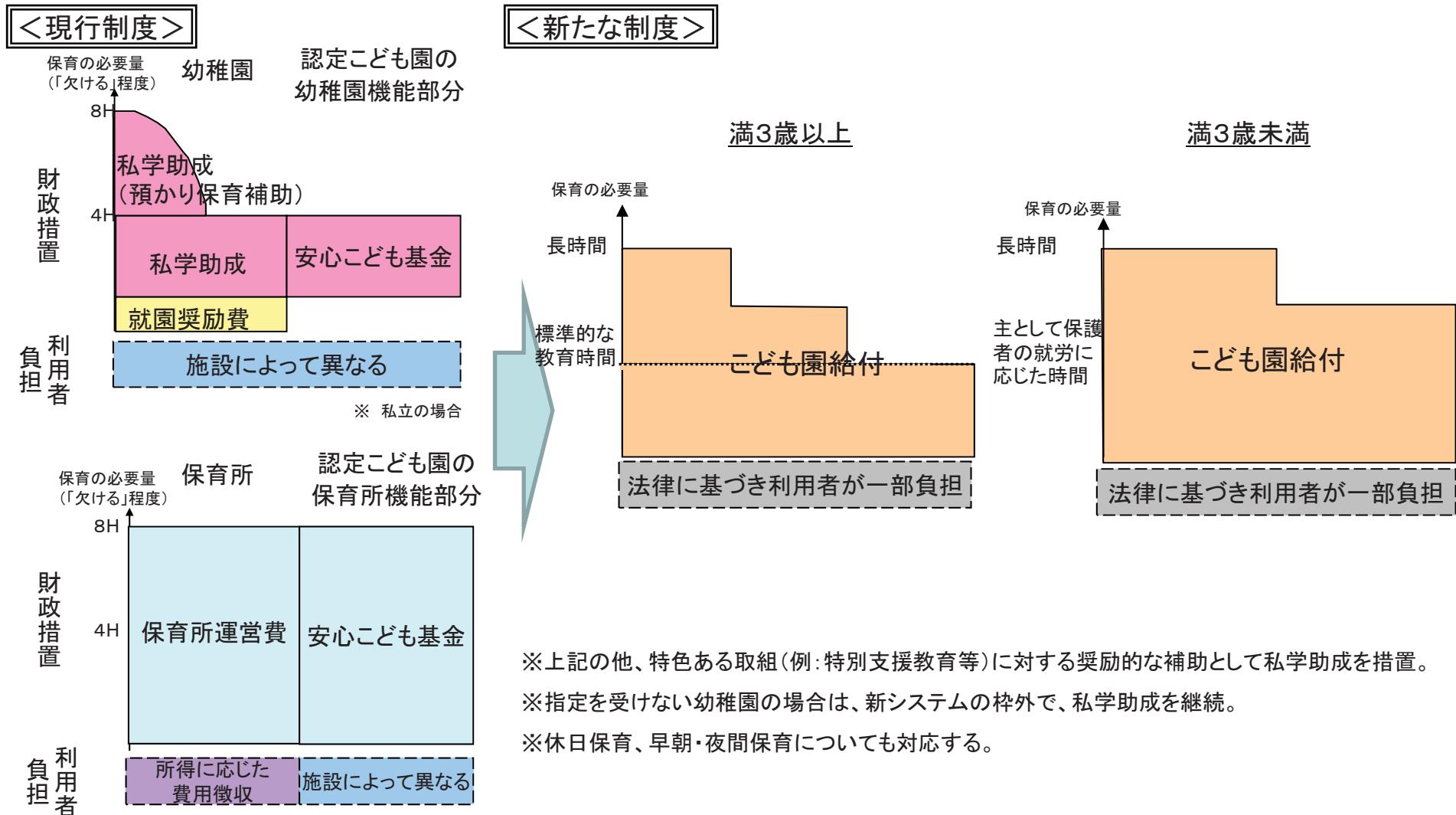
指定制度の導入及びこども園給付等の創設について(続き)

【具体的な制度設計】

法人格		<p><u>こども園の事業主体</u>: 安定的・継続的な運営を担保する観点から、法人格を条件</p> <p>多様な保育事業を行う指定事業者: 法人でない場合でも、一定の条件を満たせば指定の対象 ※質の向上の観点から、職員配置基準の引き上げ等を検討</p>
指定基準		国が定める基準を踏まえ、指定権限を有する市町村が条例で定める。
撤退規制等		<ul style="list-style-type: none">・撤退の際、<u>事前届出</u>、<u>予告期間の設定</u>、<u>利用者の継続的利用のための調整義務等</u>を課す・質の確保の観点から、<u>5年ごとに指定を更新</u>・保護者の選択に資する観点から、<u>情報開示の義務化</u>を行う
指定・指導監督	主体	<u>こども園</u> : 新システムの実施主体が市町村(基礎自治体)であることから市町村とする。 <u>地域型保育</u> を行う指定事業者: 地域の実情に応じた供給量の確保の観点から、市町村とする
	権限	指定・指導監督主体に、 <u>立入検査</u> 、 <u>基準遵守の勧告</u> ・ <u>措置命令</u> 、 <u>指定取消等</u> の権限を与える
需給調整		指定基準を満たす施設はすべて指定する。ただし、施設数が過大となっている場合、指定主体の権限において新規の指定や更新を行わぬことができる。
経過措置		施行の際、現に幼稚園・保育所の認可を有する施設は、こども園の指定があつたものとみなす ※施行前に現に認可を受けている施設については、法人格を有しなくても指定を受けられることとする。 ※現行の幼稚園、保育所、認定こども園からの円滑な移行に留意する。

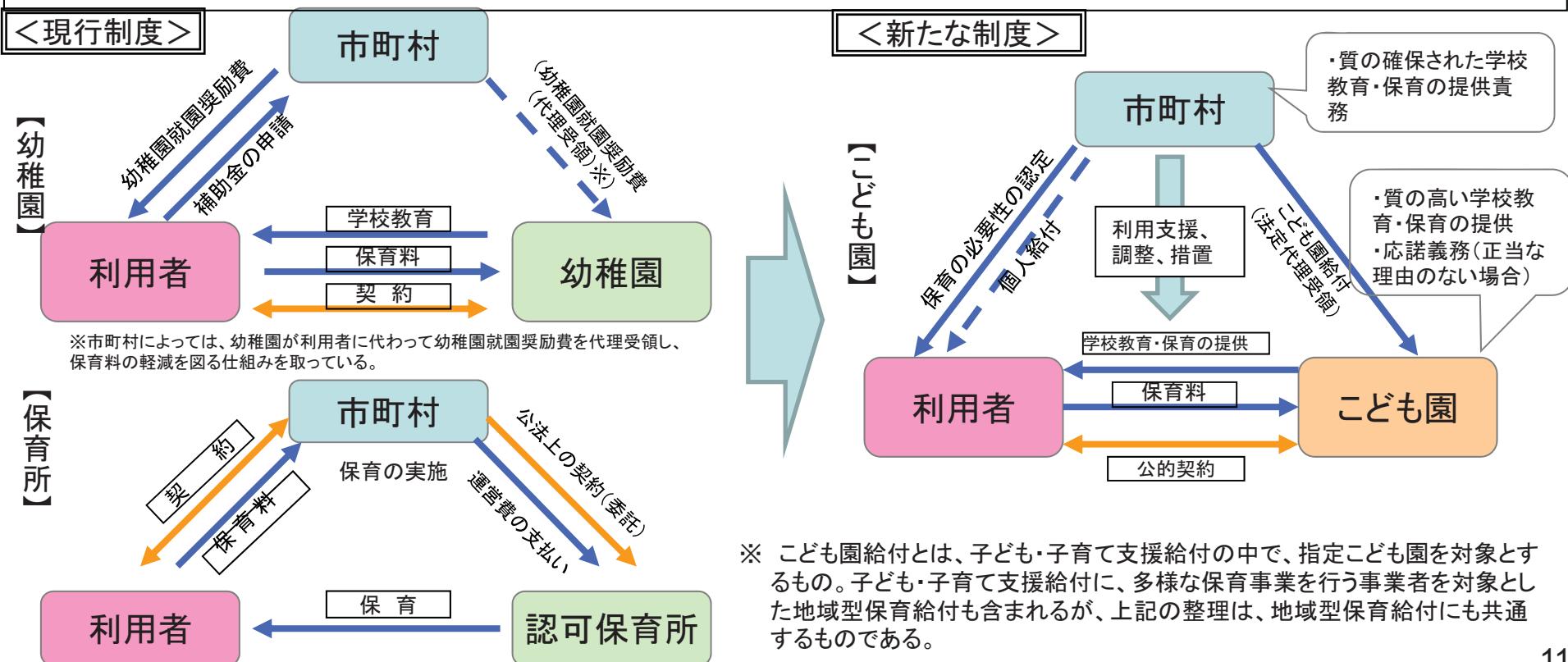
こども園給付の創設

- こども園給付については、次のような給付構成を基本とする。
 - 満3歳以上児に対する標準的な教育時間及び保護者の就労時間等に応じた保育に対応する給付
 - 満3歳未満児の保護者の就労時間等に応じた保育に対応する給付



新たな制度における行政が関与した利用手続き

- こども園給付については、保護者に対する個人給付を基礎とし、確実に学校教育・保育に要する費用に充てるため、法定代理受領の仕組みとする。
- 例外のない保育の保障の観点から、市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定する仕組みとする。
- 契約については、保育の必要性の認定を受けた子どもと受けない子どものいずれについても、市町村の関与の下、保護者が自ら施設を選択し、保護者が施設と契約する公的契約とし、「正当な理由」がある場合を除き、施設に応諾義務を課す。
- 入園希望者が定員を上回る場合は「正当な理由」に該当するが、この場合、施設は、国の選考基準※に基づき、選考を行う。
※ 保育の必要性の認定を受けた子どもについては、定員以上に応募がある場合、優先利用に配慮しつつ、保育の必要度に応じて選定する。保育の必要性の認定を受けない子どもについては、施設の設置者が定める選考基準(選考方法)に基づき選考することを基本とする。
- 公的契約に関する市町村の関与については、次の通りとする。【p.21参照】
 - ① 管内の施設・事業者の情報を整理し、子育て家庭に広く情報提供し、相談に対応する。市町村のあっせん(市町村による、利用可能な施設との契約の補助)による利用が必要と判断される場合には、保育の必要性の認定等と合わせて、市町村が利用可能な施設・事業者へのあっせん・要請を行う。
 - ② 当面、保育需要が供給を上回っている場合には、市町村に利用希望を提出すること等により、市町村が利用調整を行う。
 - ③ 契約による利用が著しく困難と判断した場合には、市町村が措置による入所・利用を行う。



地域型保育給付の創設

基本的な制度設計

- こども園を対象とするこども園給付に加え、以下の保育事業を地域型保育給付の対象とし、多様な施設や事業の中から利用者が選択できる仕組みとする。
 - ◇ 小規模保育（利用定員6人以上19人以下）
 - ◇ 家庭的保育（利用定員5人以下）
 - ◇ 居宅訪問型保育
 - ◇ 事業所内保育（主として従業員のほか、地域において保育を必要とする子どもにも保育を提供）
- 待機児童が都市部に集中し、また待機児童の大半が満3歳未満の児童であることを踏まえ、こうした小規模保育や家庭的保育などの量的拡充により、待機児童の解消を図る。
- 小規模保育、家庭的保育など、事業それぞれの特性に応じた客観的な指定基準を設定し、質の確保を図る。
- 保育の必要性の認定、公的契約、市町村の関与、公定価格の算定の考え方、給付の支払方法などは、こども園給付と同様とする。

地域型保育給付の創設(続き)

地域型保育の充実による都市部の待機児童対策

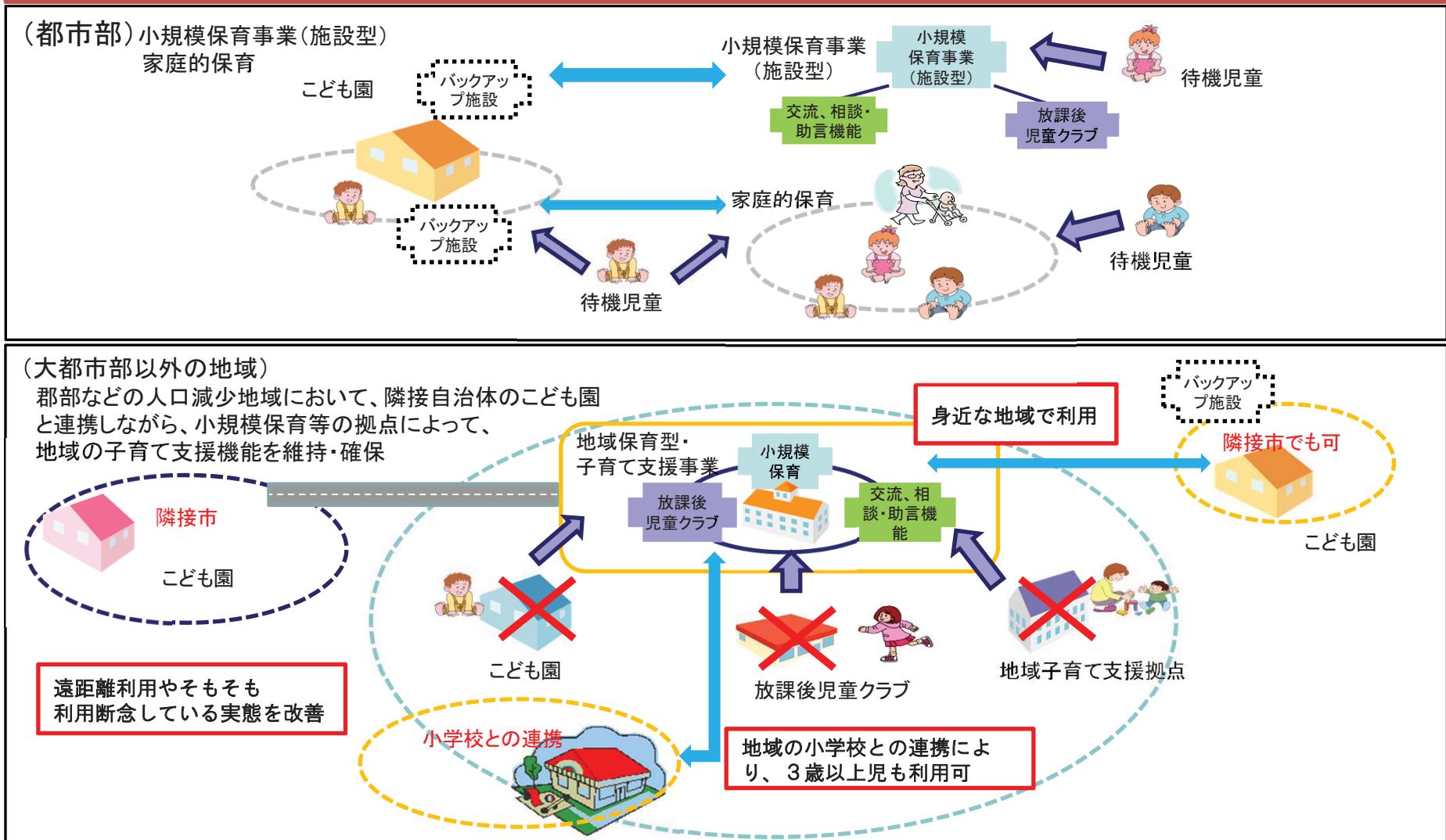
- 3歳未満児に重点を置いた小規模な保育の類型として新設
→ 都市部での小規模な拠点の整備を推進（例：余裕教室等の公的スペース、賃貸スペース等を活用）
⇒ 質を確保する基準を設定
- 3歳以上児の学校教育・保育を行う「こども園」との連携を確保（分園を含む）
 - ※ 連携先こども園の確保が難しい場合、市町村が調整することも可能とする。
 - ※ 放課後児童クラブ、地域子育て支援拠点、一時預かりなどを併設し、一体的に取り組む形態も想定

一般市町村における地域型保育の展開（多機能型）

- 市町村内の保育ニーズについて、一定以上の規模を有することも園による対応を基本としつつ、子ども・子育て家庭にとって身近な地域における保育の利用を確保する観点から、地域型保育を組み合わせて、地域の保育機能を確保
- こども園と連携の確保（連携先こども園の確保が困難な場合、市町村による調整を可能とする。）
- 放課後児童クラブ、地域子育て支援拠点、一時預かりなどを併設することにより、地域の多様な保育ニーズに対応可能な仕組み
→ 郡部などの人口減少地域などでも、地域コミュニティの子育て支援の拠点を維持・確保
- ※ 放課後児童クラブ、地域子育て支援拠点、一時預かりなどの本来の要件についての考え方は後述
- ※ 郡部などの人口減少地域等においては、子ども・子育て家庭にとって身近な地域における学校教育・保育を確保する観点から、例外的に3歳以上児の利用も認める。
→ 3歳以上児の学校教育・保育を保障するために必要な、「こども園」や地域の小学校との連携を法令に位置づけ、具体的な連携方策を更に検討
- ※ 都市部の待機児童対策としての地域型保育事業との違いに留意する

小規模保育等の活用による地域の子育て支援機能の充実(イメージ)

- ・都市部では、こども園をバックアップ施設として、家庭的保育(保育ママ)や小規模保育を増やすことによって、待機児童の解消を図ります。
- ・人口減少地域では、隣接自治体のこども園と連携しながら、小規模保育等の拠点によって、地域の子育て支援機能を維持・確保します。



総合こども園の創設

○ 学校教育・保育及び家庭における養育支援を一体的に提供する総合こども園を創設する。

※ ここで言う「学校教育」とは、現行の学校教育法に位置付けられる小学校就学前の満3歳以上の子どもを対象とする教育(幼児期の学校教育)を言い、「保育」とは児童福祉法に位置付けられる乳幼児を対象とした保育を言う。以下同じ。

- ア 満3歳以上児の受入れを義務付け、標準的な教育時間の学校教育をすべての子どもに保障。
また、保育を必要とする子どもには、学校教育の保障に加え、保護者の就労時間等に応じて保育を保障。
- イ 保育を必要とする満3歳未満児については、保護者の就労時間等に応じて保育を保障。

○ 総合こども園については、学校教育、児童福祉及び社会福祉の法体系において、学校、児童福祉施設及び第2種社会福祉事業として位置づける。

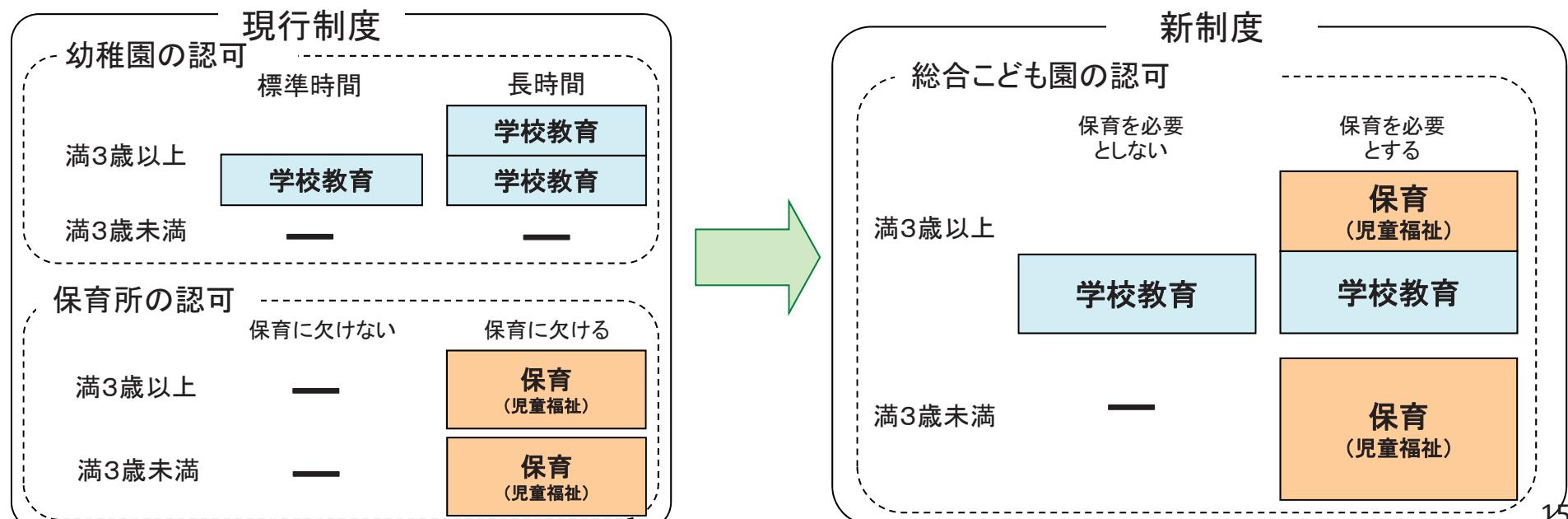
※ 総合こども園は、幼稚園と同様に、小学校就学前の学校教育を行う学校であることを明確にする。

※ 総合こども園は、小学校就学前の学校として、小学校教育との連携・接続が必要であることについて明確にする。

○ なお、満3歳未満児の受入れは義務付けないが、財政措置の一体化等^(※1)により、満3歳未満児の受入れを含め、総合こども園への移行を促進する^(※2)。

※1 例えば現行制度でいえば、幼稚園型認定こども園の保育所機能部分、保育所型認定こども園の幼稚園機能部分についても基準を満たせば財政措置を受けられるようにすることや、調理室（満3歳未満児については自園調理が必須）等への補助制度を創設すること、保育単価等によるインセンティブを付与すること等

※2 保育所（3歳未満児のみを保育するいわゆる乳児保育所を除く。）については、一定期間（公立：10年、私立：3年）後に全て総合こども園に移行。



総合こども園の具体的制度設計について

総合こども園の具体的制度設計について	
設置主体	<p>国、地方公共団体、学校法人、社会福祉法人及び一定の要件を満たした株式会社、NPO等の法人 ※一定の要件は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①設備又はこれに要する資金及び当該総合こども園の経営に必要な財産を有すること ②役員が、経営に必要な知識又は経験を有すること ③役員が社会的信望を有すること ④業務状況書類等の作成、閲覧 ⑤経理を他の経理と分離すること・総合こども園会計からの資金流出を制限※すること <p>※具体的には、①「総合こども園会計」から「子ども・子育て新システム関係事業及び学校・社会福祉事業以外の事業に係る会計」への繰入は認めない、②「総合こども園会計」からの株主への配当については、一定の上限を設けることとする。</p>
認可主体	都道府県知事 ※大都市(指定都市、中核市)に権限を移譲 指定都市・中核市が認可をする場合、市長は、あらかじめ、都道府県知事との協議を行う。
監督	立入検査、改善勧告、改善命令、事業停止命令、閉鎖命令、認可の取消し
審議会の意見聴取	(公立)事業停止命令、閉鎖命令 → 事前に意見聴取 (私立)設置認可、認可の取消し、事業停止命令、閉鎖命令 → 事前に意見聴取
教育委員会の関与	(公立)地方公共団体の長が事務を管理・執行するに当たり教育委員会の意見を聞く等の関与 (私立)知事は、必要と認めるとき、教育委員会に助言・援助を求めることができる(現行と同様)
教育・保育内容の基準	「総合こども園保育要領(仮称)」を定める。
設置基準	現行の幼保連携型認定こども園の基準を基礎とする。 ※学校としての基準(学級担任制、面積基準等)と児童福祉施設としての基準(人員配置基準、給食の実施等)を併せ持つ基準を適用し、質の高い学校教育・保育を保障する。 ※職員配置基準(学級編制基準)の引き上げ等を検討
配置職員	園長、保育教諭※、学校医、学校歯科医、学校薬剤師、調理員 → 必置 副園長、教頭、主幹保育教諭、指導保育教諭等 → 任意配置 ※保育教諭は、幼稚園教諭の免許状と保育士資格を併有することを原則とする。

総合こども園の具体的制度設計について(続き)	
公立の職員の身分	(公立)基本的に教育公務員特例法に規定する教育公務員としての取扱い
研修	(公立)研修の充実が図られる(教育基本法9条)、研修機会の付与、職専免研修等 (私立)研修の充実が図られる(教育基本法9条)
政治的行為の制限	(公立)[施設]政治教育その他の政治行為の禁止(教育基本法14条2項) [教員]国家公務員と同様の制限(所属地方公共団体内外に問わらず制限) (私立)[施設]政治教育その他の政治行為の禁止(教育基本法14条2項)
評価・情報公開	自己評価 → 義務 関係者評価・第三者評価 → 努力義務
保健	保健計画策定、保健室設置、健康診断、出席停止制度、臨時休業制度
災害共済給付	対象とする
名称使用制限	総合こども園以外の施設が「総合こども園」という名称又は紛らわしい名称を用いてはならない
税制	現行の幼稚園及び保育所に対する措置を踏まえ、平成25年度以降の税制改正要望を通じて検討。

(主な経過措置等)

- ・ 保育所(3歳未満児のみを保育するいわゆる乳児保育所を除く。)については、小学校就学前の全ての子どもに学校教育を保障する観点から、一定期間後(制度の本格施行から3年程度(必要に応じて期間の延長を検討))に全て総合こども園に移行。
- ・ 公立保育所の総合こども園への移行については、移行期間を10年とする。
- ・ 認定こども園については、基準を満たすものについては新制度において、総合こども園に円滑に移行できるような特例を設ける。現在は基準を満たさないものについても、施設の実態を把握した上で、総合こども園の基準を満たすために必要な支援策を検討する(認定こども園制度自体は廃止)。
- ・ 幼稚園教諭免許又は保育士資格のどちらか一方しか有していない者に対して、所要の経過措置を講ずる。
- ・ その他の関係法令の適用についても、現行の幼稚園、保育所及び認定こども園からの円滑な移行に配慮して、関係規定を整理する。

総合こども園への参入等に際しての要件について

①基本的な考え方

- 総合こども園の設置主体は、組織・資産等において永続性、確実性、公共性等を担保するため、国、地方公共団体、学校法人、社会福祉法人及び一定の要件を満たした株式会社、NPO等の法人とする。
※ 一定の要件を満たした株式会社、NPO等の法人については、学校法人、社会福祉法人と同列に扱う。

②株式会社、NPO等の法人に求められる一定の要件

ア 参入段階

- 認可要件については、学校法人・社会福祉法人等に課されている要件を踏まえ、以下のような要件を課すことが考えられる。
- i) 総合こども園の設備及び運営に関する基準に適合する設備又はこれに要する資金並びに当該総合こども園の経営に必要な財産を有すること
 - ii) 当該総合こども園の経営を担当する役員が、学校教育・保育を一体的に提供する総合こども園を経営するために必要な知識又は経験を有すること
 - iii) 当該総合こども園の経営を担当する役員が社会的信望を有すること

イ 運営段階

- i) 当該総合こども園の経営に係る経理を他の経理と分離する。
- ii) 総合こども園会計からの資金流出を制限する。
- 総合こども園の永続性を担保するため、
 - A 区分経理された「総合こども園会計」から「学校・社会福祉事業以外の事業に係る会計」への繰入れは認めない。
 - B 総合こども園会計からの株主への配当については、一定の上限を設ける。
- iii) 業務状況書類等を作成し、関係者からの請求に応じて閲覧させる。

③私立施設の撤退段階の規制(設置主体を問わない)

- 施設の廃止は、広域自治体である都道府県等の「認可」を要することとし、都道府県等は、「現在及び将来の地域における学校教育・保育の需要」を考慮した上で、その可否を判断する。